

東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（総合評価落札方式）

令和7年4月1日改正

1. 入札参加資格

(1) 共通の参加資格について

本競争入札に参加する者は次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項に該当する者

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていない者

エ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しないもの又は対象案件の開札日前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者

オ 対象案件に係る公告の日から入札の日までの間のいずれかの日において、本市の指名除外措置を受けている者

カ 対象案件に係る公告の日から入札の日までの間のいずれかの日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けている者

キ 施行令第167条の4第2項に該当するもので、市長が入札に参加させないこととした者

ク この工事の設計業務等を受託した者(以下「設計受託者」という。)

ケ 設計受託者と資本又は人事面において次に掲げる事項に該当する者

(ア) 設計受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者

(イ) 設計受託者の出資総額の100分の50を超える出資をしている者

コ 代表権を有する役員が設計受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

サ 開札日の前日において、次のア又はイのいずれかの者に市町村税又はその延滞金のいずれかに滞納がある者

(ア) 入札参加を希望する者(法人又は個人事業主)

(イ) 入札参加を希望する法人の代表者(個人)

シ 電子利用登録業者(東広島市電子入札実施要領第2条第2項第4号に規定する利用登録者ということをいう。以下同じ。)でない者。ただし、公告で電子利用登録者でない者も参加できるとした場合は、この限りでない。

(2) 案件ごとの入札参加資格について

ア 入札案件ごとに設定した入札に参加する者に必要な資格要件(以下「資格要件」という。)を満たすことを必須とする。

イ 資格要件は開札後、落札候補者について審査する。

(3) 資格要件の取り扱いについて

資格要件は、開札日の前日の状況により判断する。

ア 「同種・類似工事の施工実績」及び「配置予定技術者の工事経験(同種・類似工事の施工経験)」は、平成22年4月1日以降に完成した元請施工実績を対象とする。

イ 「共同企業体の構成員としての実績」は、原則として出資比率20%以上の実績を対象とする。

ウ 共同企業体の構成員としての実績で「請負契約金額、路線延長等の規模、能力、その他入札条件に定めたもの(数値等)」は、全体の規模に出資比率を乗じたものを実績としてみなすものとする。

2. 設計図書の閲覧について

- (1) 設計図書の閲覧方法は、次に掲げる方法の中から、公告において定める。
 - ア 設計図書のダウンロード（東広島市ホームページを利用した閲覧）
公告に定める期間内に限り、東広島市ホームページに掲載する。
 - イ 設計図書の購入
公告に定める方法により、有償にて販売する。
- (2) 公告に定める方法により設計図書を閲覧していない者のした入札は、無効とする。

3. 入札参加資格のない者が入札に参加した場合について

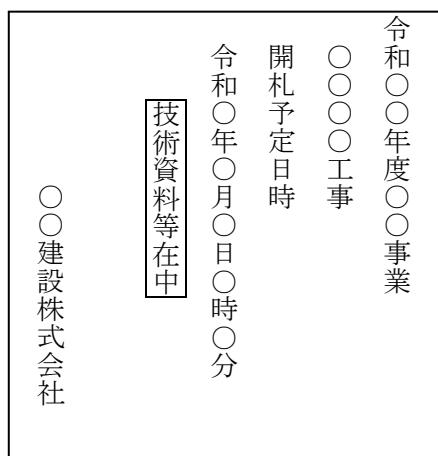
審査の結果、資格要件を満たしていないと確認された者については、その入札を無効とし、指名除外措置の対象とする。ただし、東広島市建設工事競争契約入札心得第3条の2第1項に規定する当該工事の入札金額の積算内訳書（以下「内訳書」という。）に係るもの又は実績要件に係る審査の結果資格要件を満たしていないこととなった者については、指名除外措置の対象外とする。

4. 入札時の取り扱いについて

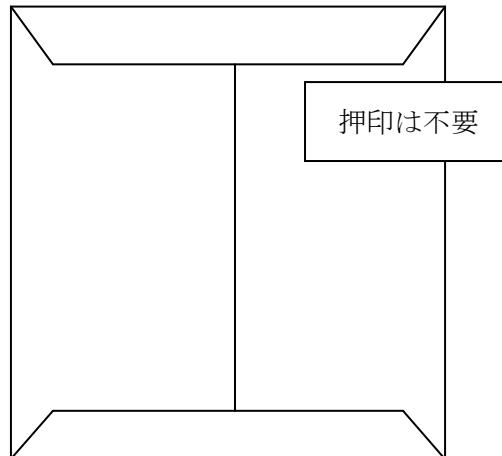
- (1) 予定価格は、公告の中において別に定め、その予定価格を超えた価格での入札は、無効とする。
- (2) 入札時に東広島市建設工事競争契約入札心得第3条の2第1項に規定する当該工事の入札金額の積算内訳書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならない。なお、内訳書が次に該当する場合は、その入札を原則無効とする。ただし、内訳書の確認は、落札候補者のみ行うものとする（市が調査の必要があると判断した場合は、この限りでない。）。
 - ア 内訳書が提出されていない場合
 - イ 内訳書に記名・押印（割印を含む。）がない場合（押印は、電子入札等システムにより提出する場合を除く。記名は、共同企業体で参加する場合において共同企業体名の記載のないものを含む。）
 - ウ 内訳書に工事名が記載されていない場合（工事名に誤りがある場合を含む。）
 - エ 内訳書の工事価格と入札金額が異なる場合
 - オ 内訳書の記載事項に不備のある場合
 - カ 他の入札参加者から入手した内訳書を使用している場合
- (3) 内訳書の作成に係る注意点は、次のとおりとする。
 - ア 内訳書の日付は、開札日ではなく入札日とすること。
 - イ 内訳書に記載する所在地、商号又は名称、氏名は、本市の建設工事に係る競争入札参加資格申請において契約締結権限の委任を受けた者としても差し支えない。
 - ウ 押印は、電子入札等システムにより提出する者にあっては、不要とする。ただし、書面参加申請に基づく書面参加者にあっては、押印・割印を必須とする。
- (4) 6に定める技術資料等は、次のいずれかの方法で提出すること（一の入札案件に係る技術資料等をア及びイの方法を併用して提出することは、認めない。）。
 - ア 入札者の商号又は名称、当該入札に係る建設工事等の名称及び開札予定日時並びに技術資料等が在中している旨を記載した封筒に技術資料等を封入して、公告に定める期間中に契約課へ持参して提出する方法
 - イ 電子入札等システムを使用して入札をする際に、当該システムを使用して、内訳書とあわせて、技術資料等を提出する方法
- (5) 提出された入札書、内訳書及び技術資料等は書換え、引換え、追加又は撤回をすることができない。また、入札書提出後の辞退は、一切認めない。
- (6) 技術資料等を提出しない者のした入札は無効とする。
- (7) 資格要件の確認は、特に定めのない限り、技術資料等の記載内容により行う。
- (8) 提出された技術資料等に書類の不足がある場合及び必要事項等が記載されていない場合、その入札は無効となることがある。
- (9) 東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領（平成21年9月1日制定。以下「低入札要領」という。）第2条に規定する低価格入札者は、市の請求により、指定する期限までに低入札要領第6条に定める低入札価格調査報告書及び同条に掲げる資料（以下「低入札価格調査報告書等」という。）を提出しなければならない。なお、低価格入札者となることが見込まれる者は、入札時に低入札価格調査報告書等を技術資料等と合わせて提

出できるものとする。入札時に低入札価格調査報告書等を提出していない者で開札の結果、低価格入札者となった者のうち市の請求を受けた者は、指定する期限までに低入札価格調査報告書等を提出しなければならない。

【封筒記載例】



表



角型 2 号封筒

裏

5. 落札者の決定について

- (1) 有効な入札を行った者について価格と価格以外の要素を総合的に評価して、最も評価の高い者（以下「評価値の最も高い者」という。）を落札候補者とし、入札参加資格を審査する。
- (2) (1)において、落札候補者の行った入札が低価格入札（調査基準価格を下回る価格の入札）である場合は、入札参加資格を審査する前に、低入札要領第8条に定める調査を行うものとする。この場合において、落札候補者が調査の結果、要件を満たし、かつ、低入札要領第9条のいずれにも該当しないことが確認できたときに、入札参加資格を審査する。
- (3) 電子入札は全て、「電子くじ実施対象案件」とする。したがって、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじを実施し落札候補者を決定する。なお、電子くじに必要な電子くじ番号（数字3桁）は入札時に電子入札等システムに入力するものとし、書面参加者については電子くじ番号を「001」とする。
- (4) 評価値の求め方は入札公告に定める方法による。
- (5) 落札結果は、次の方法で、通知又は公表する。

	電子参加者	書面参加者
落札者	電子入札等システムで通知	電話等で連絡
落札者以外	電子入札等システムで通知	個別通知はしない。※問い合わせにも応じない。
公表	開札日の翌開庁日の午前9時以降に入札状況を、落札決定日の翌開庁日の午前9時以降に落札状況を総務部契約課及びホームページで公表する。	

- (6) 低価格入札者が落札者となった場合は、低入札要領第11条又は第11条の2に規定する措置を講じる。

6. 技術資料等の提出及び内容

提出する技術資料等は公告に掲げる書類とし、公告の定めにより提出しなければならない。

提出資料	記載及び内容に関する留意事項
1 技術資料 (様式第3号)	1部
2 工程表 (様式第4号)	<p>工程管理に係る技術的所見 契約の締結日は開札日の14日後（土日祝日を含む。）を予定しているので、公告に記載する予定工期（検査期間13日間を含む。）で工程表を作成すること。なお、工程管理に係る技術的所見欄については、「可能であれば」、「できる限り」、「必要に応じて」、「〇〇の場合は」などの曖昧な表現を使用せず、(1)施工計画の実施手順については実施可能な工夫を具体的に分かりやすく、(2)工期設定については工期短縮ができる場合は、検査期間を除いた完成予定日も明記し、その根拠となる工夫を具体的に分かりやすく記入すること。 なお、工程管理に係る技術的所見欄を除く工程表に記載がない場合、また提出した技術資料が予定工期を超えておりなど、不適切な場合は入札が無効となるので注意すること。</p>
3 施工に関する課題・品質管理に係る技術的所見 (様式第5号)	<p>施工に関する課題・品質管理に係る技術的所見 ア 本工事の実施に当たり施工・品質管理の課題と対応について技術的所見を記載すること。ここで、技術的所見の評価の視点は公告に記載のとおりであり、これを満たし的確なものを優位に評価する。 イ 「可能であれば」、「できる限り」、「必要に応じて」、「〇〇の場合は」などの曖昧な表現は使用せず、実施可能な工夫を具体的に分かりやすく記入すること。ただし、過度にコスト負担を要する提案と判断した場合は、優位な評価はしない。なお、この様式を未提出の場合、課題についての記載がされていない場合、また求めた内容と異なる記載など不適切な場合は入札が無効となるので注意すること。 ウ 技術的所見は最大5項目までとし、同じ視点で複数の技術的所見をしても構わない。ただし、評価については次による。 a) 項目数が5を超える場合は、記載順で5項目までを審査し以降は審査しない。 b) 1つの項目に複数の技術的所見が記載されている場合は、1つの技術的所見としてカウントし複数の技術的所見の中で最も低い点数のものを技術的所見とする。 c) 各項目に提案目的、項目、提案内容、実施期間及び実施場所、標準案との相違点、概算增加工事費、期待される効果及び提案の確実性について明確な記載がない場合は、その技術的所見は評価しない又は評価を下げることがある。</p>
4 企業の施工能力 (様式第6号)	<p>同種・類似工事の施工実績 ア 施工実績は、平成22年4月1日以降に完了検査を受けている工事の中から代表的なものを1件記載する。 イ 施工実績は、元請施工実績に限る。 ウ 共同企業体としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限る。なお、数値的実績については、出資比率を乗じた値を実績とする。 エ 同種・類似工事とは、公告に規定する工事とする。 オ 記載要領 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事名：受注工事名とする。 ・ 発注者名：具体的に記載する。 ・ 施工場所：具体的に記載する。 ・ 最終契約金額：最終の請負契約金額（税込）を記載する。（円単位） ・ 工期：契約日の翌日から工事完了までの年月日を記載する。 ・ 受注形態：単体、共同企業体の別を記載する。共同企業体の場合は出資比率も記載する。 ・ CORINS登録：当該工事がCORINSへの登録がある場合「有」とし、CORINS番号を記載すること。 <p>建設キャリアアップシステムへの事業者登録状況 建設キャリアアップシステムへの事業者登録の有無を記載する。</p> <p>優良建設工事特別表彰・優良建設工事表彰 当該業種で直近3年間（令和4年度から令和6年度まで）の表彰（東広島市優良建設工事等表彰事務取扱要綱に基づくものとする）の有無を記載する。</p> </p>

5 配置予定技術者の資格・工事経験 (様式第7号)	<p>配置予定技術者の資格・工事経験</p> <p>ア 配置予定技術者の氏名を記載すること。</p> <p>イ 配置予定技術者の生年月日・年齢・性別を記載すること。</p> <p>ウ 配置予定技術者が有する資格及び監理技術者資格者証番号を記載すること。</p> <p>配置予定技術者は、建設業法第7条第2号又は第15条第2号に該当する者とする。なお、入札公告で配置予定技術者を監理技術者に限っている場合は、当該業種別の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。ただし、監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴が記載されている場合は、監理技術者講習修了証は不要とする。</p> <p>エ 配置予定技術者が公告に規定する専門資格を有している場合「有」とし、当該資格の名称を記載すること。</p> <p>オ 継続教育(CPD)は当該者が、前年度(4月1日から翌3月31日)において建設系CPD協議会加盟団体又は建築CPD運営会議が運営する制度において単位を取得している場合「有」とし、当該学協会等名及び取得単位数を記載すること。</p> <p>カ 工事経験は、平成22年4月1日以降に完了検査を受けている工事の中から代表的なものを1件記載する。</p> <p>キ 同種・類似工事とは、公告に規定する工事とする。</p> <p>ク 記載要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事名：受注工事名とする。 ・ 発注者名：具体的に記載する。 ・ 施工場所：具体的に記載する。 ・ 最終契約金額：最終の請負契約金額（税込）を記載する。（円単位） ・ 工期：契約日の翌日から工事完了までの年月日を記載する。 ・ 従事形態等：該当する番号を記載する。 <p>CORINS登録：当該工事がCORINSへの登録がある場合「有」とし、CORINS番号を記載する。</p> <p>ケ 共同企業体としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限る。なお、数値的実績については、出資比率を乗じた値を実績とする。</p>
6 市域内における同種・類似工事の元請施工実績 (様式第8号)	<p>市域内における同種・類似工事の元請施工実績</p> <p>ア 施工実績は、平成22年4月1日以降に東広島市を施工場所とし、完了検査を受けている工事の中から代表的なものを1件記載する。</p> <p>イ 施工実績は、元請施工実績に限る。</p> <p>ウ 共同企業体としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限る。なお、数値的実績については、出資比率を乗じた値を実績とする。</p> <p>エ 同種工事とは、公告に規定する工事とする。</p> <p>オ 記載要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事名：受注工事名とする。 ・ 発注者名：具体的に記載する。 ・ 施工場所：具体的に記載する。 ・ 最終契約金額：最終の請負契約金額（税込）を記載する。（円単位） ・ 工期：契約日の翌日から工事完了までの年月日を記載する。 ・ 受注形態：単体、共同企業体の別を記載する。共同企業体の場合は出資比率も記載する。 ・ CORINS登録：当該工事がCORINSへの登録がある場合「有」とし、CORINS番号を記載すること。 ・ 市域内における同種工事の施工実績が「4 企業の施工能力（様式第6号）」に記載の同種・類似工事の施工実績内容と同一の場合には、「商号又は名称」及び「工事名」以外の記載を省略できる。

7 地域貢献の実績 (様式第9～11号)	<p>市の施策への協力（様式第9号）</p> <p>ア 開札日の前日時点での東広島市災害時応急対策活動等に関する基本協定の締結の有無を記載する。</p> <p>イ アの締結者で、令和元年度から令和7年度までの災害復旧工事の受注実績を記載する。</p> <p>ウ 広島県アダプト制度 広島県のマイロード、ラブリバー制度のいずれか該当する番号を記載し、その活動概要を記載する。</p> <p>エ 東広島市公園里親制度 東広島市の公園里親制度の活動概要を記載する。</p> <p>東広島市内業者の活用割合（様式第10号①②） 一次下請総額に占める市内業者の活用割合について算出し記載する。</p> <p>東広島市内資材販売業者からの指定資材調達割合（様式第11号） 特記仕様書に定める指定資材の調達総額に占める、東広島市内資材販売業者からの調達金額の割合について算出し記載する。</p>
8 障害者雇用の状況 (様式第12号)	<p>障害者雇用の状況</p> <p>障害者雇用の有無を記載する。</p>

※ 2、3及び6については、入札公告で「必要なし」と定めのあるときは作成する必要はない。

※ 様式は最新のものを使用すること。

※ 様式第10号は①と②を合わせて提出すること。

7. 総合評価に関する事項

各評価項目について自己採点表の評価基準に基づき評価する。なお、評価後の配点に小数第5位以下の数が出る場合は、小数第5位を四捨五入した数を配点とする。審査は、入札金額が低入札要領（別紙）「適正な履行確保の基準」における「2. 客観的判断基準」(7) に定める失格基準価格以上である者について行う。

共同企業体においては、各構成員のうちいずれかの者が評価基準を満足する場合、加点するものとする。

ア 施工計画について（注1）

評価項目	評価基準	配点	得点
施工計画の実施手順の妥当性	工事の手順が適切であり、工夫が見られる	(2.0)	／(2.0)
	工事の手順は適切であるが、工夫が見られない	0.0	
工期設定の適切性	各工程の工期が適切で工夫があり、工期短縮が見られる 最大提案日数>便益確保日数のとき： (当該提案日数÷全提案者中最大短縮日数×満点) 便益確保日数>最大提案日数のとき： (当該提案日数÷便益確保日数×満点)	(2.0 ～0.0)	／(2.0)
	各工程の工期は適切であるが、工期短縮が見られない	0.0	
施工に関する課題への対応の適切性（注2）	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており、優位な工夫が見られる	6.0 (3.0)	／6.0 (3.0)
	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており、適切である	6.0(3.0) ～0.0	
	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）に不適切ではないが工夫が見られない	0.0	

品質の確認方法、管理方法の適切性（注2）	品質の確認方法、管理方法が環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており優位な工夫が見られる	6.0 (3.0)	／6.0 (3.0)
	品質の確認方法、管理方法が環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており適切である	6.0(3.0) ～0.0	
	品質の確認方法、管理方法が環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を不適切ではないが工夫が見られない	0.0	

イ 企業の施工能力について

評価項目	評価基準	配点	得点
平成22年4月1日以降の同種・類似工事の施工実績（注3） 【自己採点】	公共団体発注の同種工事の実績あり	2.0	／2.0
	公共団体発注の類似工事の実績あり	1.0	
	その他	0.0	
工事成績評定点（注4）	平均工事成績評定点 85点以上	3.0	／3.0
	平均工事成績評定点 65点～85点未満	3.0 × (平均工事成績評定点 - 65) / 20	
	平均工事成績評定点 65点未満又は実績なし	0.0	
建設キャリアアップシステムへの事業者登録状況（注5）【自己採点】	事業者登録あり	0.5	／0.5
	事業者登録なし	0.0	
優良建設工事特別表彰・優良建設工事表彰（当該業種で直近3年間）（注6）【自己採点】	優良建設工事特別表彰の該当あり	1.0	／1.0
	優良建設工事表彰の該当あり	0.5	
	該当なし	0.0	

ウ 配置予定技術者の能力について

評価項目	評価基準	配点	得点
主任（監理）技術者の保有する資格（注7）（専門資格を評価しない場合）【自己採点】	技術士又は1級技士（同等資格含む。）	1.0	／1.0
	2級技士（同等資格含む。）	0.5	
	その他	0.0	
主任（監理）技術者の保有する資格（注7・8）（専門資格を評価する場合）【自己採点】	専門資格	1.0	／1.0
	技術士又は1級技士（同等資格含む。）	0.5	
	2級技士（同等資格含む。）	0.25	
	その他	0.0	
平成22年4月1日以降の同種・類似工事の施工経験の有無（注3・9）【自己採点】	公共団体発注の同種工事の実績あり	1.0	／1.0
	公共団体発注の類似工事の実績あり	0.5	
	その他	0.0	
施工経験工事の従事形態（注10）【自己採点】	監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者	1.0	／1.0
	現場代理人	0.5	
	その他	0.0	
継続教育（CPD）の取組状況（建設系CPD協議会加盟団体が運営する制度又は建築CPD運営会議が運営する制度における前年度1年間（4/1～3/31）の学習実績）【自己採点】	20単位以上取得	1.0	／1.0
	10単位以上20単位未満取得	0.5	
	10単位未満取得又は取得なし	0.0	
若手技術者（39歳以下）又は女性技術者の活用（注11）【自己採点】	若手技術者（39歳以下）又は女性技術者を主任（監理）技術者として配置	1.0	／1.0
	その他	0.0	

エ 地域の精通性について

評価項目	評価基準	配点	得点
地域内における本店の有無（注12・13）【自己採点】	東広島市内に本店を有している	1.0	／1.0
	東広島市内に本店を有していない	0.0	
平成22年4月1日以降の東広島市域内における同種・類似工事の元請施工実績（注3）【自己採点】	東広島市域内における公共団体発注の同種工事の元請施工実績あり	1.0	／1.0
	東広島市域内における公共団体発注の類似工事の元請施工実績あり	0.5	
	その他	0.0	

オ 地域貢献の実績について

評価項目	評価基準	配点	得点
災害対応活動の有無（注14） 【自己採点】	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結し、かつ、令和元年度（平成31年度）から令和7年度までの災害復旧工事の受注実績を10回以上有する者	2.0	/2.0
	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結し、かつ、令和元年度（平成31年度）から令和7年度までの災害復旧工事の受注実績を5回以上有する者	1.5	
	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結し、かつ、令和元年度（平成31年度）から令和7年度までの災害復旧工事の受注実績を3回以上有する者	1.0	
	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結し、かつ、令和元年度（平成31年度）から令和7年度までの災害復旧工事の受注実績を1回以上有する者	0.5	
	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結している者	0.25	
	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結していない者	0.0	
令和6年度の広島県アダプト制度 (マイロード・ラブリバー制度)活動の実績の有無（注15） 【自己採点】	市内箇所において認定され、活動実績あり	0.25	/0.25
	活動実績なし	0.0	
令和6年度の東広島市公園里親制度活動の実績の有無（注16） 【自己採点】	認定され、活動実績あり	0.5	/0.5
	活動実績なし	0.0	
東広島市内業者の活用割合 (注17)【自己採点】	一次下請の市内活用率が50%以上	1.0	/1.0
	一次下請の市内活用率が25%以上	0.5	
	一次下請の市内活用率が25%未満	0.0	
東広島市内資材販売業者からの指定資材調達割合（注18） 【自己採点】	指定資材の市内調達割合が80%以上	1.0	/1.0
	指定資材の市内調達割合が40%以上	0.5	
	指定資材の市内調達割合が40%未満	0.0	

カ 社会貢献度について

評価項目	評価基準	配点	得点
障害者雇用の状況（注19） 【自己採点】	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）に基づく雇用義務がある者で、障害者を法定雇用率の2倍以上雇用、又は法に基づく雇用義務がない者で、障害者を1人以上雇用している者	0.25	/0.25
	法定雇用率以上雇用している者		
	雇用していない者		

キ 施工体制について

評価項目	評価基準	配点	得点
調査基準価格に基づく施工体制の確保（注20）	調査基準価格以上での入札	5.0	／5.0
	調査基準価格未満での入札	0.0	

注1 アの「施工計画について」の評価項目は、入札公告で評価項目として定めのある場合のみ各評価基準に基づき審査し加点する。

注2 入札公告において、アの「施工に関する課題への対応の適切性」及び「品質の確認方法、管理方法の適切性」のいずれも評価項目として定めのあるときそれぞれの配点は3.0点、3.0～0.0点、0.0点とし、いずれかの項目のみ評価項目として定めのあるときの配点は6.0点、6.0～0.0点、0.0点とする。

注3 イ、ウ及びエにおいて、公共団体発注の同種・類似工事とは、次に掲げる者が発注した工事をいうものとする。

①国及び地方公共団体

②当該工事の発注当時において効力を有していた法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）

③当該工事の発注当時において効力を有していた建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に掲げる法人

④東広島市都市整備公社

注4 (1) イにおいて、「平均工事成績評定点」は、令和4年度から令和6年度までのものとし、対象業種すべての工事成績評定点の平均点を平均工事成績評定点とする。ただし、令和7年5月31日以前に公告を行う案件にあっては、令和3年度から令和5年度までのものとする。

なお、平均工事成績評定点の算出根拠となる工事成績評定点の件数が3件未満の場合は、3件になるまで工事成績評定点に1件あたり6.5点を加え、3で除した数を平均工事成績評定点とする。

(2) 市外に本店を有する者が参入可能な案件については、工事成績評定点による評価は除くものとする。

(3) 評価後の配点に小数第5位以下の数が出る場合は、小数第5位を四捨五入した数を配点とする。

注5 建設キャリアアップシステムへの事業者登録状況については、（一財）建設業振興基金が開設する建設キャリアアップシステム専用ホームページで登録確認を行うこととするが、必要に応じて「事業者登録完了のお知らせ（はがき）」等、追加の確認資料の提出を求めることがある。

注6 (1) 評価対象となる者は、回数にかかわらず、令和4年度、令和5年度、令和6年度のいずれかの年度において、東広島市優良建設工事等表彰事務取扱要綱（平成31年4月1日制定）に基づき表彰された者とする。

(2) 市外に本店を有する者が参入可能な案件については、優良建設工事特別表彰・優良建設工事表彰による評価は除くものとする。

注7 ウにおいて、1級技士及び2級技士とは、それぞれ建設業法第27条の規定による技術検定1級又は2級に合格した者とし、同等資格とは、同等の資格を有する者で実務経験を必要としない者とする。

注8 ウにおいて、「主任（監理）技術者が保有する資格」のうち専門資格とは、コンクリート技士・主任技士、コンクリート診断士、推進工事技士、地すべり防止工事士、のり面施工管理技術者、プレストレストコンクリート技士、1・2級舗装施工管理技術者のうちから公告に定めた資格とする。

注9 ウにおいて、「平成22年4月1日以降の同種・類似工事の施工経験の有無」の評価における実績とは、申請された工事に従事していた期間が当該工事の工期の2分の1を超えるものとする。

注10 ウにおいて、「施工経験工事の従事形態」として評価対象となるのは、「平成22年4月1日以降の同種・類似工事の施工経験の有無」において、同種又は類似の実績として評価したものに限る。

注11 ウにおいて、若手技術者（39歳以下）とは、開札日の前日において39歳以下とする。

注12 エにおいて、「本店」とは、建設業法第3条第1項で許可を受けた営業所のうちの主たる営業所かつ登記されている本店のことをいう。

注13 エにおいて、市内に本店を有する者のみが参入可能な案件については、地域内における本店の有無による評価は除くものとする。

注14 (1) 災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結」とは、開札日の前日時点において本市の災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結されていることをいう。

- (2) 市外に本店を有する者が参入可能な案件については、災害対応活動の有無による評価は除くものとする。
- (3) 土木一式工事以外の業種においては、災害復旧工事の受注実績の有無による評価は除くものとする。
- (4) 災害復旧工事の受注実績は、東広島市発注のものに限る。
- (5) 受注実績の対象となる工事は、平成31年4月1日から開札日の前日までに契約を締結している災害復旧工事とする。なお、仮契約書を取り交わした災害復旧工事については、本契約となった日にかかるはず、仮契約日が平成31年4月1日から開札日の前日までであれば、受注実績があるものとして評価する。

【イメージ図】				総合評価案件の開札日前日 【基準日】	総合評価案件の開札日				評価対象
案件1		落札決定		契約締結					対象
案件2		落札決定		仮契約			本契約締結		対象
案件3		落札決定			契約締結 (仮契約含む)				対象外

注15 オにおいて広島県アダプト制度活動の実績は、広島県から市内箇所において認定を受けるとともに、その活動実績があること。

注16 オにおいて東広島市公園里親制度活動の実績は、東広島市から認定を受けるとともにその活動実績があること。

注17 (1) オにおいて「東広島市内業者の活用割合」における「東広島市内業者」とは、次の①又は②のいずれかに該当する者をいう。

- ① 建設業法第3条第1項で許可を受けた営業所のうち、東広島市内に主たる営業所かつ登記されている本店を有する元請負人及び一次下請負人。
- ② 建設業法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者のうち、東広島市内に登記されている本店を有する者。

(2) 下請契約とは、一次下請負人との契約のうち、建設業法第2条第4項に係る建設工事を対象とする。したがって、資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務等は対象外とする。

(3) 当評価項目における評価内容の履行に関しては、元請負人が一切の責任を負うものとする。ただし、入札時までに下請先をあらかじめ決定しておく必要はない。また、履行できなかった場合の措置は、「1.1 評価内容の担保（ペナルティ）について」による。

(4) 当評価項目における評価内容の履行状況は、施工体制台帳により確認する。また、必要に応じて追加の確認資料の提示を求めることがある。

注18 (1) オにおいて「東広島市内資材販売業者からの指定資材調達割合」における「東広島市内資材販売業者」とは、専業又は兼業で資材販売業を営む者（製造業者を含む。）で、かつ、東広島市内に本店、支店、営業所又は工場のいずれかを有する者をいう。ただし、購入契約に係る直接の調達先の所在地が、東広島市内でない場合は、市内調達とはみなさない。

(2) 指定資材の購入者は、元請負人に限定しない。

(3) 当評価項目における評価内容の履行に関しては、元請負人が一切の責任を負うものとする。ただし、入札時までに資材調達先をあらかじめ決定しておく必要はない。また、履行できなかった場合の措置は、「1.1 評価内容の担保（ペナルティ）について」による。

(4) 当評価項目における評価内容の履行状況は、施工計画書に記載された資材購入先の業者の名称、所在地及び資材名等により確認する。また、必要に応じて追加の確認資料の提示を求めることがある。

注19 (1) カにおいて、障害者とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する者をいう。

(2) 雇用とは、開札日以前において、所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が開札日まで連続して3か月以上存在することをいう。

注20 (1) キにおいて「調査基準価格」とは、「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領」第4条に基づき「東広島市建設工事最低制限価格等設定事務取扱要領」に規定する算定式により算出された額をいう。

(2) 調査基準価格未満の入札者のうち、前年度に完了検査を受けた東広島市発注の低入札工事（同一業種に限る。）の工事成績評定が全て80点以上であった者は、調査基準価格以上の入札者と同様に評価

する。

- (3) 当該工事を調査基準価格以上で入札した者について、加点評価する。ただし、当該工事を調査基準価格未満で入札した者について、前年度に完了検査を受けた東広島市発注の低入札工事（同一業種に限る。）の工事成績評定がすべて80点以上であった者は、加点評価をするものとする。

8. 自己採点方式

自己採点方式とは、発注者が定める評価項目について入札者が自己採点し、その得点とその他評価項目の得点を合わせた技術評価点及び入札価格をもとに算出した評価値が最も高い者について、技術資料を審査する方式をいう。

(1) 概要

ア 入札者は、自己採点表を提出する。

イ 市は、提出された「自己採点表」と「入札価格」をもとに評価値を算出する。

※東広島市採点分も含んで算出する。

ウ 最も高い評価値の者の技術資料を審査する。

エ 自己採点表の得点に誤りがあった場合、以下の基準に応じて各項目の評価値を決定する。

・過大評価（技術資料審査の結果、得点が下がる場合）…1/2点とする（審査後の得点×1/2）

・過小評価（技術資料審査の結果、得点が上がる場合）…修正しない（「自己採点表」における得点そのまま）

オ 審査の結果、最も高い評価の者が変動する場合、再度最も高い評価の者の審査を行い、以降決定するまで繰り返す。

(2) 作成・提出

入札者は、各評価項目の自己採点を行い、自己採点表（様式第13号）の自己採点欄に記入して、公告の定めにより持参又は電子入札システムを使用して提出すること。

【簡易Ⅰ型】

公告に定める期間、方法により自己採点表及び技術資料等を提出すること。

【簡易Ⅱ型】

公告に定める期間、方法により自己採点表を提出すること。開札後、市において提出された自己採点表と入札価格をもとに評価値を算出し、評価値の高い上位3者に対し技術資料の提出を求める。技術資料等は、市が指定する期日（原則開札日の翌開庁日とする。）までに持参により提出すること（郵送は不可とする。）。なお、技術資料等は、あらかじめ公告に定める期間内に自己採点表とともに提出してもよいものとする。

自己採点にあたっては、公告の留意事項・評価基準、及び自己採点表の評価基準に留意すること。

(3) 発注者の審査及び落札者の決定

入札者から提出された「自己採点表」の得点などと「入札価格」をもとに入札者全員の評価値を算出し、最も高い評価値の者についてのみ技術資料を審査する。

審査の結果、自己採点表に誤りがあった場合でも、最高評価値の入札者の変更がない場合は、当該入札者を落札候補者として決定する（あわせて資格要件の確認を行う。）。

ア 自己採点方式では、原則として提出された「自己採点表」等をもとに最高評価値の入札者が提出した技術資料のみを審査し、評価値が2位以下の者については審査を行わないため、公表する技術評価点及び評価値は正しいものとは限らない。

イ 「自己採点表」の工事名・工事場所・商号又は名称について、未記入の場合、誤りがある場合は、自己採点に関する部分の得点を0点とすることがある。自己採点の結果が未記入（内容が確認できない場合を含む）の項目については、その項目の得点を0点とする。

ウ 「自己採点表」の評価内容及び評価基準について、転記ミス等により発注者の求める内容と明らかに異なる内容となっている場合は、その評価項目は0点とする。

エ 「自己採点表」が未提出の場合は入札を無効とする。

オ 適用型式と異なる型式の自己採点表での提出の場合は、自己採点に関する部分の得点を0点とする。

カ この「自己採点表」の未提出あるいは記入内容によって、以降の入札の指名等について不利益な取り扱いを行わない。

9. 技術者の配置について

- (1) 配置予定技術者は、次のいずれも満たす者でなければならない。
- ア 開札日以降に工期の終期が到来する工事に、資格要件で定める件数を超えて配置されていないこと。ただし、次の①又は②に該当する場合を除く。
- ① 開札日以降に工期の終期が到来する工事に配置されていても、その完了検査が終了し、開札日の前日までに交付された検査確認通知書の写しを提出できる場合
- ② 本件工事が、「技術者等の適正配置について」2(2)ア、ウ、エ又はカが適用される工事にあっては、それぞれの工事（本件工事を含む。）の発注者から兼務等の承認を得られることが見込まれる場合 ※1
- ※1 落札候補者となった者は、事後審査における資格要件確認書類として兼務等申請書を提出すること。
通常の事後審査に加え、兼務等の申請要件に該当すると認められる場合に限り落札決定を行う。なお、兼務等の承認手続きは、契約後に発注担当課が行う。兼務等の申請要件に該当していたものの発注者側に正当な理由があり、兼務等申請が非承認となった場合には、配置予定技術者の変更を認めるものとする。
- イ 資格要件で定める資格及び経験を有していること。
- ウ 開札日以前において、所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が開札日まで連続して3か月以上存在すること。
- エ 本件工事が、「技術者等の適正配置について」別表（注8）が適用される工事にあっては、「人員の配置を示す計画書」を提出すること。
- (2) 契約後、工事の施工に当たって、配置予定技術者とした者を技術者として配置しなければならない。変更できる場合は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合に限るものとする。
- (3) 総合評価落札方式においては、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置は認めない。

10. 契約に係る注意事項

- (1) 落札決定された者が技術者を適正に配置できない場合は、原則、契約後契約解除を行い、指名除外措置の対象とする。
- (2) この工事を落札した者は、契約締結日の1年7か月前以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていなければならない。なお、経営事項審査の受審が確認できない場合は、契約を締結せず、指名除外措置の対象とする。

11. 評価内容の担保（ペナルティ）について

受注者の提出した技術資料等に記載した内容が評価され、それにより得点を得ている場合、受注者の責によりその履行が満足されなかつたときは、次のとおり工事成績評定点の減点等を行う。このため、技術資料等は内容の検討を十分行ったうえで作成すること。

未実施の評価内容ごとに工事成績評定点を、施工計画についての評価項目は各10点、その他の評価項目は各5点減点する。また、指名除外措置の対象となる場合がある。なお、受注者は技術資料等に記載した内容を施工計画書に明記することとし、検査時には適切な履行を行った事実が確認できるものを提出すること。

12. 契約後VE制度について

「契約後VE対象案件」としたものについては、契約締結後、受注者は設計図書等に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく、請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について発注者に提案することができるものとし、提案が適正であると認められたときは必要に応じて設計図書の変更を行い、変更契約の手続を行うものとする。

13. 入札保証金

東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）の定めるところによる。

14. 契約保証金

- (1) この工事を落札した者は、契約保証金（請負代金額の100分の10以上。低価格入札者については、低入札要領の定めるところによる。）を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(2) この工事を落札した者が、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

15. 無効の入札

これまでに記載した無効の取り扱いの他、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、指名除外措置要件に該当するときは、指名除外措置の対象となる。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格の無い者及び虚偽の申請を行った者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札
- (2) 東広島市建設工事競争入札心得第6条に該当する入札
- (3) 電子情報処理組織の利用規程に定める無効入札

16. 理由の説明

当該入札において入札に参加した者で、落札者とならなかつた者は、申立書により落札者として選定されなかつた理由の説明を落札者の公表を行つた日の翌日から起算して2日（東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第6号）第1条に規定する市の休日を除く。）以内に市長に申し立てができる。

17. 社会保険等未加入対策について

社会保険等未加入対策の取り扱いは次のとおりとする。

- (1) 受注者は、原則として次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者等（建設業法第2条第3項に規定する建設業者及び同法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者をいい、当該義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人（同法第2条第5項に規定する下請負人をいう。以下同じ。）としてはならない。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次のア・イに掲げる下請負人の区分に応じて、当該ア・イに定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
 - ア 受注者と直接下請契約（建設業法第2条第4項に規定する下請契約をいう。以下同じ。）を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - (ア) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - (イ) 発注者の指定する期間内（原則30日）に、当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
 - イ アに掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - (イ) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- (3) 受注者は、次のア・イに掲げる場合は、発注者の請求に基づき、当該ア・イに定める額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - ア 社会保険等未加入建設業者が(2)アに掲げる下請負人である場合において、(2)ア(ア)に定める特別の事情が認められなかつたとき又は受注者が(2)ア(イ)に定める期間内に確認書類を提出しなかつたとき受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
 - イ 社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において、(2)イ(ア)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が(2)イ(イ)に定める期間内に確認書類を提出しなかつたとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額
- (4) 発注者は、受注者が(3)の違約金を請求する対象となった場合には、契約違反として、受注者に対して指

名除外措置及び工事成績評定点の減点を行う。

18. その他

- (1) この工事の入札に際しては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）、東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）、東広島市建設工事執行規則（平成10年東広島市規則第4号）、東広島市建設工事競争契約入札心得（昭和59年東広島市告示30号）、東広島市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成19年4月1日制定）、東広島市電子入札実施要領（平成17年10月1日制定）、東広島市建設工事総合評価落札方式実施要領（平成21年6月1日制定）、東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領（平成21年9月1日制定）に従わなければならない。
- (2) 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 期間中の受付等手続は、公告によるものとする。公告に定めのないものについては、東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第6号）に規定する市の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

問い合わせ先 〒739-8601

東広島市西条栄町8番29号 東広島市役所 総務部 契約課 工事契約係
電話番号 082-420-0930 (直通) FAX番号 082-431-0077